



日本共産党市議会議員

おぜき栄子の

無料法律相談会  
毎月第1火曜日(おぜき栄子事務所)  
TEL(72)7848 FAX(71)8392

# にこっと通信

ホームページ <http://www.dl.dion.ne.jp/~smileiko>  
Eメール [smileiko@dl.dion.ne.jp](mailto:smileiko@dl.dion.ne.jp)

第110号

2017年11月

足利市田中町789  
第3石川ビル3階  
市議会議員  
おぜき栄子

## 9月議会報告

会期:8月29日から9月22日(25日間)

### 主な議案

- ①一般会計補正予算(H29年)
- ②再生可能エネルギー発電設備設置条例の改正
- ③一般会計決算・特別会計決算(H28年度)

請願1号「農業者戸別補償制度の復活を求める意見書」の採択を求め討論

日本の食料自給率は、1965年度には73%。その後下がり続け、2010年度39%と低迷。2016年度の38%は、米の凶作でタイ米を緊急輸入した1993年度の37%次ぐ史上2番目の低さです。

各国の食料自給率は、アメリカ130%、ドイツ95%、英国63%などとなっており、日本は先進国中で最低水準です。基礎食料である穀物食料である穀物の日本の自給率は28%に過ぎません。足利市の総農家数は1987戸、25年前の4503戸で半数以上の2516戸の農家が離農し、毎年100戸以上の農家が離農していることとなります。今、稲作農家が最も望んでいる農業政策が「農業者戸別所得補償制度」です。このような制度が再度できれば、地域の活性化や地域経済への波及効果も生じてきます。さらに農業後継者や就農者の確保や育成への明るい展望も開けます。以上のことから、意見書の採択を求めました。

意見書「道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書」の採択に反対

道路特定財源制度は、1953年に始まり、2007年に道路特定財源はすべて一般財源化。ところが「道路財特法」の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率の嵩上げ(50%→55%)が10年間の時限措置として2017年度までとなっています。住民が地方自治体に求めている事業は、高速道路や幹線道路ではなく、生活道路、通学路、集中豪雨などによる道路の冠水対策などです。生活密着型の道路優先に改めることが防災対策にも呼応できます。以上のことから意見書の採択に反対しました。

## 2017年9月議会 おぜき栄子の賛否

○は賛成 ×は反対

| 議案No | 内 容                                        | 賛否 |
|------|--------------------------------------------|----|
| 第53号 | 足利市税条例及び都市計画税条例の改正                         | ○  |
| 第54号 | 足利市東日本大震災復興推進基金条例の廃止                       | ○  |
| 第55号 | 平成29年度足利市一般会計補正予算(第2号)                     | ×  |
| 第56号 | 平成29年度足利市介護保険特別会計補正予算                      | ○  |
| 第57号 | 平成29年度足利市国民健康保険特別会計補正予算                    | ○  |
| 第58号 | 足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の改正 | ○  |
| 第59号 | 足利市都公園条例の改正                                | ○  |
| 第60号 | 平成28年度足利市一般会計決算                            | ×  |
| 第61号 | 平成28年度足利市介護保険特別会計決算                        | ×  |
| 第62号 | 平成28年度足利市国民健康保険特別会計決算                      | ×  |
| 第63号 | 平成28年度足利市後期高齢者医療特別会計決算                     | ×  |
| 第64号 | 平成28年度足利市太陽光発電事業特別会計決算                     | ○  |
| 第65号 | 平成28年度足利市公設地方卸売市場事業特別会計決算                  | ○  |
| 第66号 | 平成28年度足利市農業集落排水事業特別会計決算                    | ○  |
| 第67号 | 平成28年度足利市公共下水道事業特別会計決算                     | ○  |
| 第68号 | 平成28年度足利市堀里コミュニティ下水道処理事業特別会計決算             | ○  |
| 第69号 | 平成28年度足利市水道事業会計利益の処分及び決算                   | ○  |
| 第70号 | 平成28年度足利市工業用水道事業会計利益の処分及び決算                | ○  |

### 平成28年度決算審査

5つの議案・決算認定に反対しました。

#### 積立より、子育て支援・災害対策を!

①足利市一般会計補正予算(第2号)は、平成28年度の決算で余剰金となった6億5000万円と寄付金を財政調整基金に追加し、7億5000万円を足利市公共施設等整備基金に積立。市民の暮らしを応援することを優先し、子どもの医療費窓口無料化の対象年齢の引き上げ、学童保育の施設整備、教育費の無償化や集中豪雨の道路冠水対策などを優先すべきです。

#### 高齢者に正規保険証を発行せよ!

②足利市後期高齢者医療特別会計決算は、年金が年額18万円以下の高齢者で、滞納者は210人。そのうち、保険料を滞納しているために短期保険証の方が110人(前年83人)増え続けています。こうした制裁措置はやめるべきです。



窓辺の琉球朝顔は10月になっても花を咲かせて、楽しませてくれました。

## 預貯金の差押えは、やめよ！

③一般会計決算は、歳入は約530億円、前年度比0.5%減、個人市民税は1.6%増、差し押さえ件数は823件(国保税含む)、内容は生命保険、不動産、深刻なのは預貯金の給料差押えです。給料の差押えは、国税徴収法などにふれる可能性があります。厳しい取り立てはやめ、納税者の立場に立った対応が求められます。法人税は、0.6%減となっています。10年前の平成18年と比べると納税者数は3.6%減少する中、個人市民税は14.7%増額。法人数は10.3%減少し、法人税は30.6%も減となっています。市民の暮らし、会社経営の困難さが推測できます。財政調整基金は、42億円で、10年前は25億円、17億円も増やしています。基金の合計は、財政調整基金を合わせて176億7000万円です(特別会計含む)。10年前は、116億3400万円余となっており、市民の生活が大変な時に60億円以上の積み立てを行っています。市民の暮らし応援の政治に切り替えるべきです。

## 急いで国保税の引き下げを！

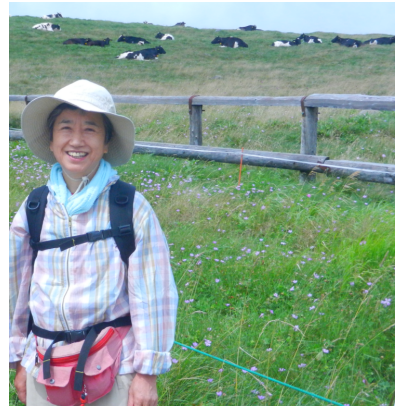
④国民健康保険特別会計決算は歳入歳出の差し引き残額は8億5000万円の黒字です。うち、4億5000万円を国保財政調整基金に積み立てました。積立額は、27億円。滞納世帯は3700世帯で、黒字会計でありながら、国保税の課税限度額を4万円引き上げ、81万円。すぐに基金を使って国保税の引き下げを行うべきです。(H29年度予算は、限度額8万円引上げ89万円)



渡良瀬川で行われた灯籠流し

## 厳しい利用制限をやめよ！

⑤介護保険特別会計決算は、滞納者が1300人、そのうち利用料の償還払い、3割負担など厳しい利用制限を受けている方がいます。国に改善を求め、介護保険料が納められない人には、減免制度をつくり、滞納者を減らす努力が求められます。



美ヶ原高原で牛の放牧地前にて

## 一般質問

### 1.環境政策について

#### (1)ごみの減量と小俣処分場問題

**おぜき:** 足利市一般廃棄物処理基本計画で、ごみ減量とともにH28年のリサイクル率13.5%をH36年(2024年)までに18.2%に引き上げるとしている。どのように資源化をすすめるのか。

**当局:** 市民の一層のご協力と新聞や雑誌などは、集団回収で7割回収されていることから、集団回収を支援する。

**おぜき:** 事業系のごみ減量のために鎌倉市が行っている事業所へのアンケート調査を行う必要があるのではないか。

**当局:** 訪問、提案のアンケート、有効な方法を減量化に向けて取り組む。

**おぜき:** 小俣処分場は、地権者と和解協議の結果は、土地所有権の取得を第一に考えることを提示して、双方検討の余地あるということ、和解協議が継続となった。今後どのように進めるのか。

**当局:** 土地取得を第一に和解協議に臨む。

#### 副市長答弁の抜粋

足利市は、どうして小俣処分場の地主を相手取って裁判を起こしたか。それは、隣に同じ地主と同じところに大型の最終処分場ができる。何としても小俣をごみの山にするわけにはゆかない。だからこの人と話し合いはできない。小俣処分場は、裁判をやってもきちんと市民の安心した処分場を確保したい。

#### (2)産業廃棄物の最終処分場問題

**おぜき:** 本年6月19日に株式会社ウヰズウェストジャパンが小俣地区内に一般廃棄物・産業廃棄物管理型最終処分場の設置計画を県に提出。当局として7月に現場の立ち合いを行っているが地域住民をはじめとする市民にどのように対応していくのか。

**市長:** 適宜市議会や関係地域のみなさんへ情報提供を行いたい。

**おぜき:** 市長は、住民への周知は、どのようにすすめるのか。

**議長:** 答えようがありません。民間の処分場は民間が説明することですから、市がかわって説明することできませんので、市にどのような答弁を求めるのか。

**議会を円滑に議論を進めるべき議長が議員の質問を制止する発言を繰り返しました。再質問で産業廃棄物にどう対応するのかに対して、副市長は、まともに答えず、従来の裁判に至った経緯を正当化しました。**

#### 市が説明会を開催

産業廃棄物処分場について、地元自治会の要請で、栗谷町(11月12日開催)、葉鹿町彦谷、小俣町城山の3ヶ所での説明会が開催されました。説明は、当局、副市長が説明。産業廃棄物問題については対象地域だけでなく全市的な対応が求められます。

#### 小俣処分場問題の経過

・H25年6月

地権者から足利市に対し、湧き水対策、賃借地の範囲、測量費などの負担を求める内容証明を送付(議会に報告なし)

・H26年6月: 足利市は、宇都宮地裁足利支部に調停申立

申立内容: 土地賃借契約更新に伴う権利関係の調整(賃借権の範囲)

・H26年8月: 同地裁に小俣処分場に焼却灰の埋立を求める仮処分の申立

・H26年8月31日: 契約期限切れとなる。

・H26年9月: 同支部に賃借権等の訴訟を提起。調停申立取り下げ、仮処分決定

・H26年10月: 地権者が宇都宮地裁に埋立の仮処分保全異議申立

・H27年3月: 同地裁で仮処分取消、埋立不可

・H27年3月: 足利市が東京高裁に保全抗告申立、棄却される(H28年4月)

上記の経過により、小俣処分場に埋立ができなくなり、焼却灰の処分を市外業者に依頼。市長は、H29年6月の同地裁の意見陳述で「湧き水対策、測量費について、市側の対応が不十分」と謝罪し、地権者が和解協議に応ずるとしていました。

\*市外への埋め立て費用(3年間)は7億円以上。埋立場所も明らかにしていない。

#### 小俣処分場の和解協議不成立！

9月議会で「和解協議を全力で取り組む」と市長が言っている時に「地主とは、話ができない」と副市長が答弁。11月6日に行われた和解協議は、地権者に土地取得費用を提案しましたが成立しませんでした。市民を代表する責任者としての今後の対応が問われます。